

厚生労働省千葉労働局 定例記者会見配付資料

<新着情報・重要なお知らせ>

1. 緊急事態宣言を踏まえた労働局、労働基準監督署・ハローワークの対応について

政府の「新型コロナウイルスに関する緊急事態宣言」を受け、県内の労働局、労働基準監督署・ハローワークにおいては、利用者の方の感染拡大防止と、必要な行政機能の維持を図るため、**窓口等を縮小**させていただいております。また、各種職業紹介・相談機関の一部についても一時閉庁等いたしております。ご不便をおかけしますが、感染拡大防止にご理解・ご協力をお願いいたします。

ご利用の際は、あらかじめ千葉労働局のホームページでご確認いただくか、ご利用される機関にお問い合わせいただきますようお願いいたします。

千葉労働局ホームページ (<https://jsite.mhlw.go.jp/chiba-roudoukyoku/>)

利用者の皆さまに来庁いただくことなく、**電話による労働相談、電子申請・郵送での各種届出・申請、インターネットを通じた情報収集**が可能です。外出自粛の要請を踏まえ、感染拡大防止の観点から積極的な活用をお願いします。

2. 労働問題相談窓口の設置

新型コロナウイルス感染症の影響による解雇や労働問題について、労働相談窓口を設置しています。

特別労働相談窓口

新型コロナウイルス感染症の影響に関する労働相談を実施しています。

- ・千葉労働局雇用環境・均等室 総合労働相談コーナー 043-221-2303
- ・県内の各労働基準監督署、各ハローワークの特別労働相談窓口

雇用調整助成金の相談窓口

事業所の雇用調整助成金に関する相談を実施しています。

- ・学校等休業助成金・支援金等相談、雇用調整助成金コールセンター 0120-60-3999
- ・千葉労働局職業安定部対策課 043-221-4393
- ・県内の各ハローワーク

新卒者内定取消等特別相談窓口

新型コロナウイルス感染症の影響で内定の取消しや入職時期の繰り下げによる労働相談を実施しています。

- ・千葉新卒応援ハローワーク
- ・まつど新卒応援ハローワーク
- ・ふなばし新卒応援ハローワーク

(県内の各ハローワークでも相談を受け付けています。)

3.新型コロナウイルス感染症対策のための助成金の拡充について

① 小学校休業等対応助成金（労働者を雇用する事業主の方向け）

新型コロナウイルス感染症の影響により、小学校等が臨時休業等した場合等に、その小学校等に通う子どもの保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため、正規・非正規問わず、労働基準法の年次有給休暇とは別に、有給の休暇を取得させた企業を助成します。

対象者（事業主）

①又は②の子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給（賃金全額支給）の休暇を取得させた事業主。

- ① 新型コロナウイルス感染症に関する対応として、臨時休業等した小学校等に通う子ども
- ② 新型コロナウイルスに感染した又は風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子ども

支給額 有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額 ×10/10
※ 支給上限は1日あたり8,330円
※ 大企業、中小企業ともに同様

② 小学校休業等対応支援金（委託を受けて個人で仕事をする方向け）

新型コロナウイルス感染症の影響により、小学校等が臨時休業等した場合等に、子どもの世話をを行うために、契約した仕事ができなくなった個人で仕事をする保護者へ支援金を支給します。

対象者（委託を受けて個人で仕事をする方）

- ①又は②の子どもの世話をを行うことが必要となった保護者であって、**一定の要件**を満たす方。
- ① 新型コロナウイルス感染症に関する対応として、臨時休業等した小学校等に通う子ども
 - ② 新型コロナウイルスに感染した又は風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子ども

- 一定の要件**
- 個人で就業する予定であった場合
 - 業務委託契約等に基づく業務遂行等に対して報酬が支払われており、発注者から業務内容、業務を行う場所・日時などについて一定の指定を受けているなどの場合

支給額 就業できなかった日について、1日あたり4,100円（定額）

適用日 令和2年2月27日～6月30日の間に取得した休暇
※ 春休み等、学校が開校する予定のなかった日等は除きます。

申請期間 令和2年9月30日まで

● お問い合わせについては、
学校等休業助成金・支援金等相談、雇用調整助成金コールセンター
0120-60-3999 受付時間：9：00～21：00（土日・祝日含む）

担当：雇用環境・均等室（工藤） 電話：043-306-1860

③ 雇用調整助成金（新型コロナウイルス感染症に伴う特例の追加措置）

感染拡大防止のため、4月1日～6月30日の緊急対応期間中は、全国で、全ての業種の事業主を対象に、雇用調整助成金の特例措置を追加実施しています。

雇用調整助成金 経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図るための休業手当に要した費用を助成する制度

特例以外の場合の雇用調整助成金	新型コロナウイルス感染症特例措置
	緊急対応期間 (4月1日から6月30日まで) 感染拡大防止のため、この期間中は、 全国 で以下の特例措置を実施
経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主（全業種）
生産指標要件 3か月10%以上低下	生産指標要件を緩和 (1か月5%以上低下)
被保険者が対象	雇用保険被保険者でない労働者の 休業も助成金の対象に含める
助成率 2/3（中小）、1/2（大企業）	4/5(中小)、2/3(大企業) (解雇等を行わない場合は9/10(中小)、3/4(大企業))
計画届は事前提出	計画届の事後提出を認める（1月24日～6月30日まで）
1年のクーリング期間が必要	クーリング期間を撤廃
6か月以上の被保険者期間が必要	被保険者期間要件を撤廃
支給限度日数 1年100日、3年150日	同左 + 上記対象期間
短時間一斉休業のみ 休業規模要件 1/20(中小)、1/15(大企業)	短時間休業の要件を緩和 併せて、休業規模要件を緩和（1/40(中小)、1/30(大企業))
残業相殺	残業相殺を停止
教育訓練が必要な被保険者に対する教育訓練 助成率2/3(中小)、1/2(大企業) 加算額1,200円	4/5(中小)、2/3(大企業) (解雇等を行わない場合9/10(中小)、3/4(大企業)) 加算額 2,400円(中小)、1,800円(大企業)

新型コロナウイルス感染症に係る雇用調整助成金の特例措置に関する申請書類等については、大幅に簡素化し、事業主の申請手続きの負担軽減と支給事務の迅速化を図りました。

- 記載事項を**約5割削減** 73事項→38事項（35事項を削減）
 - 残業相殺制度を当面停止（残業時間の記載不要に）
 - 自動計算機能付き様式の導入により記載事項を大幅に削減
- 記載事項の**大幅な簡略化**
 - 日ごとの休業等の実績は記載不要（合計日数のみで可）
- 添付書類の**省略**
 - 資本額の確認の「履歴事項全部証明書」等を廃止
 - 休業協定書の労働者個人ごとの「委任状」を廃止
 - 賃金総額の確認のための「確定保険料申告書」を廃止（国がシステムで確認）
- 添付書類は**既存書類で可**
 - 生産指標→「売上」が分かる既存の書類で可
 - 出勤簿や給与台帳でなくても、手書きのシフト表や給与明細でも可
- 計画届は**事後提出可能**（～6月30日まで）

4. 「働き方改革推進支援助成金」に特例コースを時限的に設けました

テレワークコース

新型コロナウイルス感染症対策としてテレワークの新規導入に取り組む中小企業事業主の皆さまを支援します。

対象事業主	新型コロナウイルス感染症対策としてテレワークを新規（※）で導入する中小企業事業主 ※試行的に導入している事業主も対象となります。
助成対象の取組	テレワーク用通信機器（※）の導入・運用・就業規則・労使協定等の作成・変更等 ※シンクライアント端末（パソコン等）の購入費用は対象となりますが、シンクライアント以外のパソコン、タブレット、スマートフォンの購入費用は対象となりません。
主な要件	事業実施期間中に、「助成対象の取組を行うこと」、「テレワークを実施した労働者が1人以上いること」
助成の対象となる事業の実施期間	令和2年2月17日～5月31日（交付申請期限：5月29日（金））
支給額	補助率：1/2（1企業当たりの上限額：100万円）

● お問い合わせ及び申請先

テレワーク相談センター 0120-91-6479（平日9:00～17:00）

職場意識改善特例コース

新型コロナウイルス感染症対策として、特別休暇制度を新たに整備の上、特別休暇の取得促進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主の皆さまを支援します。

対象事業主	特別休暇の規定の整備を行う中小企業の事業主 （資本金や労働者数等の基準があります。）
助成金の概要	特別休暇を就業規則に規定することに向けて、支給対象となる取り組みの費用の一部を助成 ①就業規則などの作成・変更 ②外部専門家によるコンサルティング ③労務管理担当者・労働者に対する研修 ④人材確保に向けた取り組み ⑤労務管理用機器の導入・更新 ⑥労働能率の増進に資する設備の導入・更新 （パソコンなどの購入費用は対象となりません）
助成の対象となる事業の実施期間	令和2年2月17日～5月31日（交付申請期限：5月29日（金））
支給額	補助率：3/4（1企業当たりの上限額：50万円）

● お問い合わせ及び申請先

千葉労働局雇用環境・均等室 043-306-1860（平日9:00～17:15）

担当：雇用環境・均等室 電話：043-306-1860